

## 連絡事項について

二戸地区広域行政事務組合  
事務局 介護保険推進室

## 1 第8期介護保険事業計画について

- ① 計画期間 令和3年度～令和5年度
- ② 保険料基準月額 6,714円
- ③ 概要

介護保険料については、平成27年度の第6期計画から6年間引き上げることなく据え置いてきましたが、年々増加している介護給付費を賄うため、保険料の引き上げは避けられない状況となりました。このような中、保険者としましては、できるだけ被保険者の負担を抑えるため可能な限りの介護保険準備基金を投入し、第8期保険料の基準額月額を6,714円とすることといたしました。

## 2 介護支援専門員資格取得等助成事業補助金について

- ① 趣旨

二戸地区広域行政事務組合構成市町村（二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）内の介護サービス事業所における介護支援専門員の確保及び職場への定着を促進し、安定的な介護サービス等の提供体制の確保及び質の向上を図るため、介護支援専門員の資格取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ② 内容

事業区分	補助対象者	交付額	補助対象経費 ( )内は令和3年度の金額
介護支援専門員実務研修受講試験受験助成事業	令和3年度の介護支援専門員実務研修受講試験を受験した方（事業者が費用を負担した場合は、当該事業者。以下同じ。）で次の要件のいずれかを満たす方 1 構成市町村内の介護サービス事業所で就労している方 2 構成市町村内に住民登録をしていて、構成市町村内の介護サービス事業所での就労を希望している方	補助対象経費全額 (複数回の交付可) (千円未満の端数は切捨て。以下同じ)	・介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料（11,300円）

介護支援専門員資格取得・就労助成事業	令和3年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方で次の要件を満たす方 1 介護支援専門員実務研修の課程を修了し県知事の登録を受け、介護支援専門員証を交付された方 2 1の課程を修了した後、構成市町村内事業所で介護支援専門員として就労した方又は就労予定の方	補助対象経費全額	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員実務研修受講料 (43,800円)</li> <li>介護支援専門員実務研修テキスト (8,800円(税込み))</li> <li>介護支援専門員証交付申請手数料 (4,300円)</li> </ul>
介護支援専門員再研修受講・就労助成事業	岩手県に介護支援専門員として登録されている方で次の要件を満たす方 1 令和3年度において介護支援専門員証の交付を受けるための再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けた方 2 介護支援専門員証の交付を受けた後、構成市町村内事業所において、介護支援専門員として就労した方又は就労予定の方	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員再研修受講料 (34,900円)</li> <li>介護支援専門員実務研修テキスト (8,800円(税込み))</li> <li>介護支援専門員証交付申請手数料 (4,300円)</li> </ul>

※詳細は二戸地区広域行政事務組合のホームページに掲載しております

### 3 負担限度額について

令和3年8月より下記のとおり認定要件の預貯金額及び食費、高額サービス費の負担限度額が変更となりましたのでご注意願います。

#### ① 認定要件

R3年7月まで		R3年8月から	
年金収入等80万円以下(第2段階)及び 年金収入等80万円超(第3段階)	単身	年金収入等80万円以下(第2段階)	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
	1,000万円以下 夫婦	年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
	2,000万円以下	年金収入等120万円超(第3段階②)	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

② 食費の負担限度額

(1) 介護保険施設入所者

(日額)

R 3年7月まで		R 3年8月から	
年金収入等 80 万円以下 (第 2 段階)	390 円	年金収入等 80 万円以下 (第 2 段階)	390 円
年金収入等 80 万円超 (第 3 段階)	650 円	年金収入等 80 万円超 120 万円以下 (第 3 段階①)	650 円
-	-	年金収入等 120 万円超 (第 3 段階②)	1,360 円

(2) ショートステイ利用者

(日額)

R 3年7月まで		R 3年8月から	
年金収入等 80 万円以下 (第 2 段階)	390 円	年金収入等 80 万円以下 (第 2 段階)	600 円
年金収入等 80 万円超 (第 3 段階)	650 円	年金収入等 80 万円超 120 万円以下 (第 3 段階①)	1,000 円
-	-	年金収入等 120 万円超 (第 3 段階②)	1,300 円

③ 高額サービス費の負担限度額

R 3年7月まで		R 3年8月から	
区分	限度額	区分	限度額
年収約 383 万円以上	44,400 円 (世帯)	年収約 1,160 万円以上	140,100 円 (世帯)
		年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	93,000 円 (世帯)
		年収約 383 万円以上 770 万円未満	44,400 円 (世帯)